

議員提出議案第 2 号

守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和 6 年12月23日提出

守口市議会議員	由 井 龍 一 郎
同	小鍛冶 宗 親
同	松 本 満 義
同	高 島 賢
同	福 西 光
同	池 嶋 一 夫

記

守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年守口市条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第4条まで 略 （期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで 略 以下 略	第1条から第4条まで 略 （期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで 略 以下 略

第2条 守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
-------	-------

第1条から第4条まで 略 (期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで 略 以下 略	第1条から第4条まで 略 (期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで 略 以下 略
--	--

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
 - 第1条の規定による改正後の守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
- (期末手当の内払)
- 第1条の規定による改正前の守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、令和6年12月に支給する期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。